平成２８年（フ）第４号
北海道江別市中央町40番地の６
債務者　大西　信子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
北海道江別市中央町40番地の６
債務者　大西　健治
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８９４号
大阪市旭区太子橋２丁目５番８号　ベルロ太子橋205
債務者　井上　洋祐
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６０号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティＡ号棟1207号
債務者　森　　仁
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿野　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１４号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目９番22号、事業所所在地大阪市住之江区北加賀屋５－６－58
債務者　五島創研こと　浦　　章光
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浪山　敬行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３号
大阪府藤井寺市梅が園町20番10号
債務者　髙田　**菊**男
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字東流2938番地、住民票上の住所愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―705号
債務者　山田　大三
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５１号
北海道帯広市西１条南30丁目11番地１　コーポすずき106
債務者　大渕　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　尊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
秋田県能代市青葉町３番56号
債務者　成田　洋一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１２６号
神奈川県逗子市新宿４丁目16番７号
債務者　佐藤　克昭
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６７１号
静岡市清水区西高町16番８号
債務者　池ヶ谷清司
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　露木　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６９号
静岡市葵区南沼上１丁目32番24号　ＫＡＺＵ103号
債務者　脇坂　淑絵
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３６２号
大阪市港区八幡屋２丁目６番１―913号
債務者　横山　　積
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０６８号
埼玉県川口市芝３―15―10、住民票上の住所さいたま市岩槻区西原台１丁目２番41―202号
債務者　笠井　惠子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９３号
埼玉県鴻巣市川面246番地４
債務者　中村　由紀（旧姓倉上）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７６号
埼玉県鴻巣市袋1121番地１　ＡＭＡＮＥＣＥＲ　Ｉ　202
債務者　佐藤　英治
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市元郷１丁目19番３号　サンハイツ池田102号
債務者　戸倉　正俊
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係